

平成 26 年度 第 5 回
高野町農業委員会 定例会

議 事 錄

平成 26 年 8 月 22 日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第5回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年8月22日（金）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可
9番 中林敬 10番 梶谷廣美
以上9名出席
- 欠席委員 1番 井阪晴美
以上1名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 下西修造
- 関係者
- 議事事項 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に係る
意見について

報告第6号 平成26年度農業委員会委員等研修会開催について
- 議事内容 次のとおり

* * * * * 午前 10 時 00 分 開会 * * * * *

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時間となりましたので、ただいまより、平成 26 年度第 5 回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員 9 名、欠席委員 1 名で、欠席委員は 1 番、井阪晴美委員です。

高野町農業委員会会議規則第 9 条による規定数を超えておりますので、本委員会は成立しておりますので、御報告をいたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、台風 11 号のとき、農地の確認等ありがとうございました。ちょっと被害の状況なんですけれど、ちょっと座らせていただきまして報告させていただきます。

建物の被害といたしまして、西細川で 1 件、裏山が崩れまして室内に土砂が流入しております。

それと高野山内において、屋根が飛んだ住宅が 2 力所ございました。床下浸水としまして、西細川で 1 件、高野山内で 1 件の合計 2 件でした。道路におきましては、作水地区と東細川地区で一時的な通行止めということで、2 力所ございました。

山林の傾斜崩落といたしまして、西細川、先ほどのお宅が 1 件と西郷で 1 件でございました。断水 7 力所あるんですけれども、これは、個人で取られている取り水のところが 7 力所断水して、給水袋持っていきました。

自主避難といたしまして、高野山で 1 世帯で 2 名の方が非難されております。

西細川で 3 世帯 5 人、東細川で 1 世帯 1 人、大滝で 3 世帯 4 人、富貴 8 世帯で 9 人、下筒香で 3 世帯 4 人とわかってございます。

また何があるか、わかりませんけれども、よろしくお願ひしとります。

以上です。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第 28 条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名をいただいています。本日の署名委員につきましては、2 番、辻本委員、3 番、下名迫委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきまして、高野町農業委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、当会の会長となっておりますので、柳会長、議事進行よろ

しくお願ひいたします。

柳議長

おはようございます。きょうから一応、議長というシステムなのでさせてもらいますので、ひとつ御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に沿って行います。

議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明、お願ひいたします。

事務局（垣内宏樹）

議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について
別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があつたので委員会の可否を求める。

平成26年8月22日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページをごらんください。

番号1、農地の所在、高野町大字細川字・・・・・・番で、場所は別紙の図面をごらんください。登記簿地目は畠。現況地目は畠。農振区分は農振地域外となっております。

面積は・・・平方メートル。権利設定は売買による所有権移転でございます。

譲渡人の住所氏名、大阪府・・・・・・・・丁目・・番・・号、・・・氏。

譲受人の住所氏名は、和歌山県伊都郡・・・大字・・・・番地、・・・氏。
経営面積は明記のとおりです。

現地調査につきましては、7月22日に事務局と井手上委員と実施しました。

委員より後ほど報告があります。

今回の・・・さんは、別紙の調査書のとおり、1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用ありません。

4号の農作業常時要件については、本人が年間180日、妻が50日行うため該当せず、5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定で、今回の取得面積あわせて28.07アールのため該当しません。

また、6号につきましては、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件につきましては、権限取得後も同様の規模で花木栽培を行うため該当しません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

続きまして、番号2、農地の所在、・・・字・・・・・・番・、ほか3筆

で、場所は別紙の図面をごらんください。

登記簿地目は畠及び田。現況地目は畠です。

農振区分につきましては、農振地域外となっております。

面積は合計5,743平方メートル。

権利設定は贈与による所有権移転です。譲渡人の住所氏名、和歌山県伊都郡・・・大字・・・・・・、・・・氏。譲受人の住所氏名は、和歌山県伊都郡・・・大字・・・・ー・、・・・氏。

経営面積は明記のとおりです。

現地調査につきましては、7月29日に事務局と中林委員と実施しました。委員より後ほど御報告があります。

今回の・・・さんは、別紙の調査書のとおり、1号の全部効率化要件につきましては、同人が効率的に耕作するため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件につきましては、個人のため適用ありません。

4号の農作業常時要件につきましては、本人が年間270日、子が270日行うため該当せず、5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定のため、今回の取得面積あわせて57.43アールのため該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で花木栽培を行うため該当しません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えていますので御審議願います。

柳議長

ありがとうございます。続きまして、番号1の案件について、現地調査報告を担当委員より報告お願いします。

井手上委員

はい、4番井手上です。

ありがとうございます。続きまして、番号1の案件について、現地調査報告を担当委員より報告お願いします。

柳議長

ありがとうございます。続いて、番号2の件について、現地調査の担当委員よりお願いいたします。

中林委員

9番中林です。

現地調査でございますが、7月29日に事務局の門谷さんとともに現地調査を行いました。申請にあっては、家族経営であったが、今回生前贈与を目的としますので、現地においても引き続き経営を行っていくことから、現地において、農地法第3条第2項の各号に該当しないことを確認しました。

以上、現地報告を終わります。

柳議長 ありがとうございます。ただいま事務局及び担当農業委員より説明がありましたが、皆さん御質問などはございませんか。
御質問ありませんでしょうか。
そうしたら、ないようですので、議案第10号について可決してよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

柳議長 ないようですので、議案第10号は可決といたします。
次の議題は、第11号議案、農業経営基盤の強化促進に関する基本構想に係る意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第11号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に係る意見について。

高野町長より農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、高野町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに伴い、本会の意見を求める。

平成26年8月22日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

この案件でございますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、和歌山県農業経営基盤強化基本方針の変更を踏まえて、農業経営の基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するものであります。

主な変更内容につきましては、次ページ以降に新旧対照表をつけておりますとおりでございますが、内容としましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の基本的な方向の項目に、新規就農者が目指すべき所得水準、労働時間の目標及び確保人数の設定を追加し、新規就農者の所得水準が主たる従事者一人当たり320万円程度を、確保人数年間1人を新たに追加したことが変わったところでございます。

次の変更項目については、新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型ごとの経営規模等の指標という項目が新たに追加になってございます。

次の追加項目につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項という項目がございます。

その項目に今回、農地中間管理機構との連携を追加したこと、また、農地保有合理化事業を削除し、新たに中間管理機構が行う特例事業に関する事項を追加したものでございます。

今回の主な変更については、従前より御説明しております。農地中間管理機構の促進に関する法律というのが施行されたことに伴い、各関係する法律等が一部改正を行い農業経営基盤強化促進法が改正されたことによる

県の基本方針の変更に伴い、高野町の基本方針を変更するものでございます。

新旧対照表の赤で書かれた部分が、今回追加もしくは変更した部分でございます。

以上でございます。

柳議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。ないですか。

御異議がなければ、議案第11号について可決してよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

柳議長 ないようですので、議案第11号は可決とします。

次の議題は、報告第6号、平成26年度農業委員会委員等研修会開催について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第6号、平成26年度農業委員会委員等研修会開催について。和歌山県農業会議会長より、平成26年度農業委員会委員等研修会の開催について通知があったので報告する。

平成26年8月22日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに研修の要項等載っております。

毎年度、県農業会議主催で行われる研修会でございます。昨年の研修会でも皆様参加していただきまして、ありがとうございます。本年度も同様に研修会の案内が出ております。

日時としましては、平成26年9月9日火曜日、時間は1時30分から4時まで、場所については紀の川市の本庁舎でございます。

当日、都合の悪い方で欠席されない方、この後、終わった後出欠をとらせていただきたいと思います。また、人数が昨年同様に多い場合がありましたら、うちのほうでマイクロバス等、皆さんと一緒に会場のほうに行くということも考えておりますので、よろしくお願ひします。また、今回から新任委員になられた方については、必ず参加のほうをお願いいたします。

以上でございます。

柳議長 ありがとうございます。それでは、当日研修よろしくお願ひいたします。
以上、予定していました議案審議は、全て終わりました。

その他について、御意見ございませんか。何かあったら言ってください。
ないですか。事務局ないですか。

なければ閉会といたします。

ありがとうございました。

* * * * * 午前 10 時 20 分 閉会 * * * * *

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成 26 年 9 月 2 日

会長

署名委員 2 番

署名委員 3 番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。